

I 教育行財政

1 教育長・教育委員



教育長
山本浩司



教育長職務代理者
天野勝美



委員
神崎恭紀



委員
明木茂夫



委員
佐伯英恵



委員
砂子典子

令和元年7月1日現在

職名	氏名	任期
教育長	山本浩司 やまもとひろし	平成30年4月1日就任 令和3年3月31日まで
教育長職務代理者	天野勝美 あまのかつみ	平成28年10月1日就任 令和2年9月30日まで
委員	神崎恭紀 かみざきたかのり	平成23年10月3日就任 令和元年10月2日まで
委員	明木茂夫 あけぎしげお	平成28年10月1日就任 令和2年9月30日まで
委員	佐伯英恵 さえばきはなえ	平成29年10月1日就任 令和3年9月30日まで
委員	砂子典子 すなごのりこ	平成30年10月1日就任 令和4年9月30日まで

※教育長職務代理者は、教育長の指名により変更することがあります。

2 豊田市教育大綱

第2期豊田市教育大綱

平成30年3月23日

■基本理念

多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現

本市は、世代、性別、職業、経験、文化、言語等が異なる多様な市民が、人と人、人と地域のつながりを深め、生かし合う中で、多様な価値や可能性をつくりだし、暮らしを楽しむことができるまちづくりをめざします。

こうしたまちづくりの主役となる市民が、夢や希望を持ち、豊かな人生を送るためには、一人ひとりが、家庭・学校・地域等において、生涯にわたり、自ら学習活動やスポーツ・文化活動に取り組み、多様な個性や能力を向上させることはもとより、それぞれの強みを生かしながら共働によるまちづくりを進め、地域と共に育ち合うことが肝要です。

このような考えの下、本市は、「多様な市民一人ひとりが自ら学び、地域と共に育ち合う教育の実現」を教育行政の基本理念とし、生涯を通じて学び・育ち続ける市民の活動を支援します。

■めざす人物像

基本理念を踏まえながら、ふれあい豊かな地域社会づくりの目標である「豊田市民の誓い」を道しるべに、本市の教育としてめざす人物像を明示します。

○生涯にわたって、自ら楽しく学び・育ち続ける人

主体的に学び、考え、行動していく力を身に付け、健やかな体と豊かな心を育むとともに、人や地域との関わりの中で自分らしさを生かしながら成長する喜びを感じ、生涯にわたって自ら楽しく学び・育ち続けることが大切です。

○夢に向かって挑戦し、未来を切り拓く人

個人のライフスタイルや価値観が多様化する中、将来に夢を抱き、困難な状況においても、それぞれの課題に主体的に取り組みながら夢を追い続け、仲間と共に新しい価値をつくりだしながら未来を切り拓いていくことが大切です。

○豊田市の多様な魅力を分かち合い、次代へ継承・発信する人

持続可能な社会を築いていく上で、本市の豊かな自然、多様な歴史・文化といった地域資源に親しみながら、まちの魅力に気づき、分かち合うとともに、誇りと愛情を持って次代へ継承・発信していくことが大切です。

○互いに認め合い、助け合いながら、共働によるまちづくりに取り組む人

かけがえのない自他の命を尊び、多様な個性や立場を認め合い、助け合いながら、人と人、人と地域とのあたたかなつながりを深めるとともに、地域社会の一員としての自覚を高め、共働してよりよいまちづくりに取り組むことが大切です。

■めざすべき教育の姿

めざす人物像を実現するため、本市としてめざすべき教育の姿を掲げます。

○一人ひとりの学びの確保

市民が多様な個性・能力を伸ばし、豊かな人生を過ごすことができるようにするためには、一人ひとりに、それぞれの能力に応じた教育機会を確保することが必要です。多様化・複雑化する教育的ニーズに対応し、市民が安心して楽しく学ぶことができるよう、よりきめ細かな支援を推進します。

○課題を解決する力の育成

個人として社会的に自立しつつ、多様な人々と共働して生きていくためには、答えのない問題にも主体的に取り組み、最適解を導いていく力や意欲を養うことが必要です。課題発見・解決を念頭に置いた主体的な学びや対話的な学びを進めるとともに、それにふさわしい学習環境や教育諸条件を整備し、主体的に課題を解決する力の育成に取り組めます。

○地域資源を生かした学習・活動機会の創出

都市と山村、産業と自然等、本市の多様な資源を生かして学習・活動機会を創出するとともに、多様な学習・活動によって地域を愛し、地域資源を受け継ぎ、活用していく人が育っていく、という好循環が生まれる環境づくりをめざします。「ものづくり」「多文化共生」「共働」を始めとした、多様な豊田らしさを生かして教育の充実に取り組めます。

○家庭・学校・地域の共働の推進

多様なつながりの中から、互いの個性や立場の違いを認め合い、学び合いながら、一人ひとりが力を発揮し、支え合う社会の実現をめざします。家庭・学校・地域が一体となって、地域ぐるみの教育を共働により推進します。

3 市施政方針（教育分野）

令和元年度の具体的な取組

1 健康で活力ある生涯活躍の仕組みづくりに向けた取組

- ラグビーワールドカップ2019™やあいちトリエンナーレ2019を生かして、文化やスポーツによるまちづくりの展開を図るとともに、市民の皆様の主体的な活動の広がりや多様な活動の裾野の拡大を促進してまいります。
- 文化・スポーツなどに関わるボランティアの活躍支援やとよた市民活動センターの機能強化に取り組むことなどにより、市民主体による様々な交流機会を創出してまいります。

2 まちの魅力の共有と発信に向けた取組

- （仮称）豊田市博物館の建設に向け、基本計画に基づいて施設の設計に着手してまいります。あわせて、これを含むエリアである文化ゾーンの更なる魅力向上を図るため、地域住民を始めとする幅広い市民の皆様と協議しながら、必要な基盤整備等のための検討を進めてまいります。
- ラグビーワールドカップ2019™やあいちトリエンナーレ2019の開催期間を活用して、本市の多彩な文化事業等を一連のプログラムとして組み合わせて展開する「（仮称）とよたアートプログラム2019」を実施し、市民主体で本市の文化芸術の魅力を発信できる機会を創出してまいります。

3 生き抜く力を育む学校教育の推進に向けた取組

- 学校と保護者、地域の方々が共働して子どもたちの豊かな成長を支えるため、中学校区単位での小中学校の連携及び地域ぐるみの教育を推進するコミュニティ・スクールの指定拡大を図ってまいります。
- 特別な支援が必要な児童生徒への対応とともに、アレルギーや熱中症対応といった児童生徒の安全確保を図るため、市独自で非常勤の養護教諭を配置するほか、平成30年度にモデル事業で実施した部活動指導員の配置を拡大してまいります。

4 安全・安心で快適に学べる教育環境の充実にに向けた取組

- 全ての小中学校の普通教室と特別教室への空調機器の設置については、本年7月からの運転開始に向けて整備を進めてまいります。

- 校舎・体育館の保全改修やトイレの洋式化に引き続き取り組むとともに、生徒数の増加に伴う朝日丘中学校の校舎増築工事や新北部給食センターの建築工事を進めてまいります。
- 豊田特別支援学校の調理場について、個々の児童生徒に合わせた、よりきめ細かな給食の提供を行うための増築工事に着手してまいります。

5 歴史・文化やスポーツを生かしたまちづくりの取組

- スポーツや健康づくりを気軽に行える環境づくりとして、(仮称)梅坪台運動広場及び(仮称)松平地域体育館等の整備を進めてまいります。
- 美術館では、19世紀末の画家グスタフ・クリムトの没後100年を記念する「クリムト展 ウィーンと日本1900」を開催し、ラグビーワールドカップ2019™やあいちトリエンナーレ2019と連携して、貴重な文化芸術に触れる機会の充実を図ってまいります。

6 多文化共生のまちづくりの取組

- 誰もが暮らしやすい社会の実現に向け、外国人の児童生徒が日本での学校生活に適應できるよう、日本語学習などの支援を充実させるほか、定住外国人の方が生活ルール等の基礎知識や防災情報を取得できるよう支援してまいります。

4 教育行政計画



第3次教育行政計画

(1) 計画策定の趣旨

教育は、個々人の人格を磨いて個性・能力を開花させることで、一人ひとりの人生を豊かにするとともに、地域の持続的な発展を担う人材の育ちをも支えることから、重要な社会基盤の一つです。

今、高度情報社会の到来、グローバル化の進展等、急激な社会変化のうねりの中で、社会が求める人物像が、ますます多様化・専門化していることを背景に、教育行政においては、安定性・継続性に留意しつつも、21世紀型の資質・能力の育成等、社会変化を見据えて適切に対応することが不可欠です。

さらには、超高齢社会の進展、産業構造の転換等により、本市の行政経営は、より一層厳しさを増す見込みであることから、教育行政であっても決して聖域とせず、効果的・効率的に運営することが肝要です。

そこで、第2次豊田市教育行政計画の計画期間の終了に伴い、本市の教育のより一層の振興をめざして、国・社会の動向や本市の現状と課題を十分に踏まえながら、教育行政の方向性を明らかにするとともに、真に必要な取組を着実に推進するため、新たな豊田市教育行政計画を策定しました。

(2) 計画の位置付け

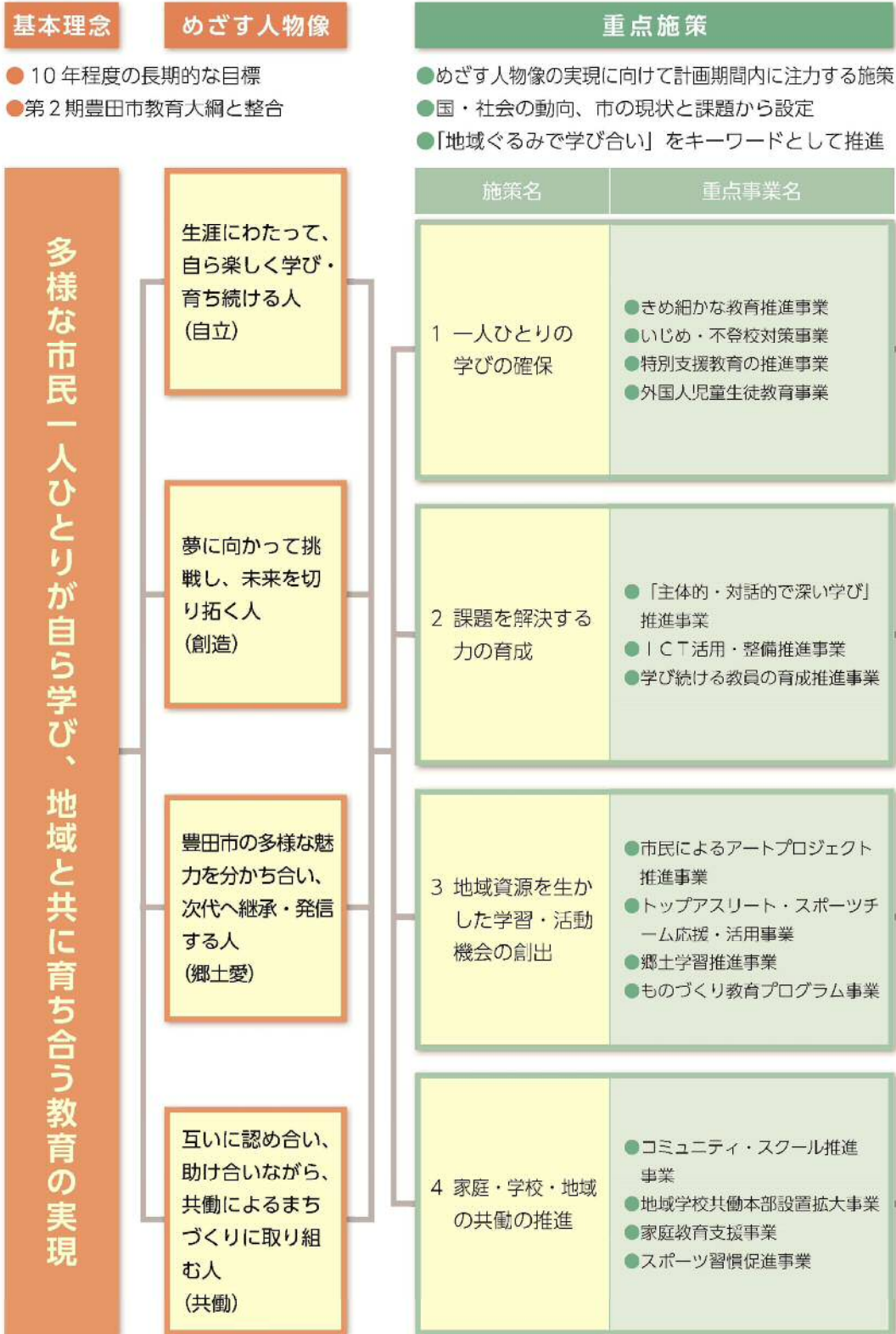
本計画は、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化財及び文化芸術の各分野を包含する、本市の教育行政における基本的かつ総合的な計画であり、教育基本法の規定に基づき、地域の実情に応じて定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。

また、本計画は、本市のまちづくりの方向性を明らかにする豊田市総合計画を上位計画とする教育分野の個別計画であるとともに、市長が定める教育施策の根本的な方針である豊田市教育大綱を実現するための具体の行動計画に位置付けます。

(3) 計画の期間

この計画の対象期間は、2018年度から2021年度までの4年間とします。

(4) 計画の体系



基本施策

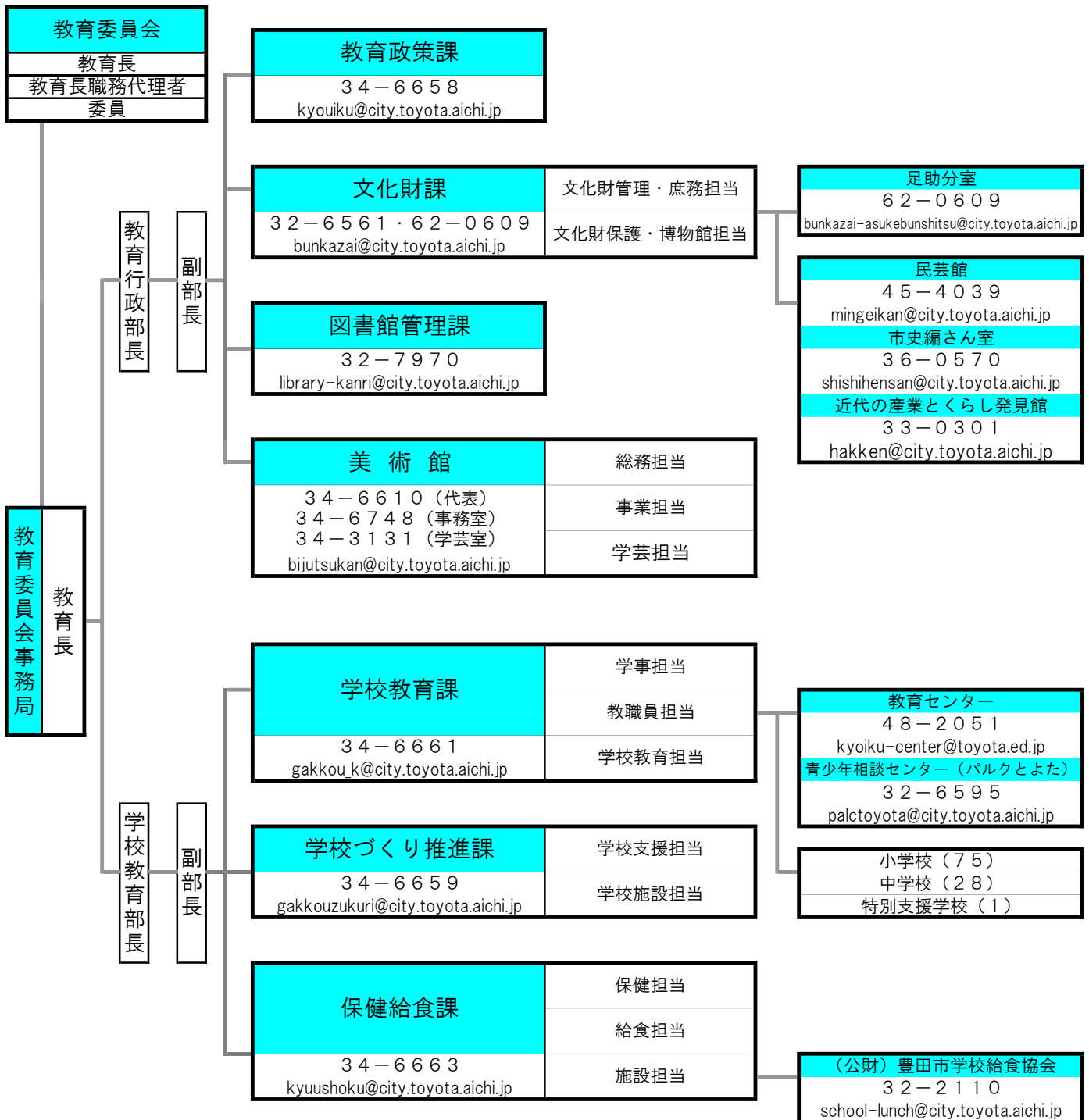
●めざす人物像の実現に向けた各分野における主要な施策

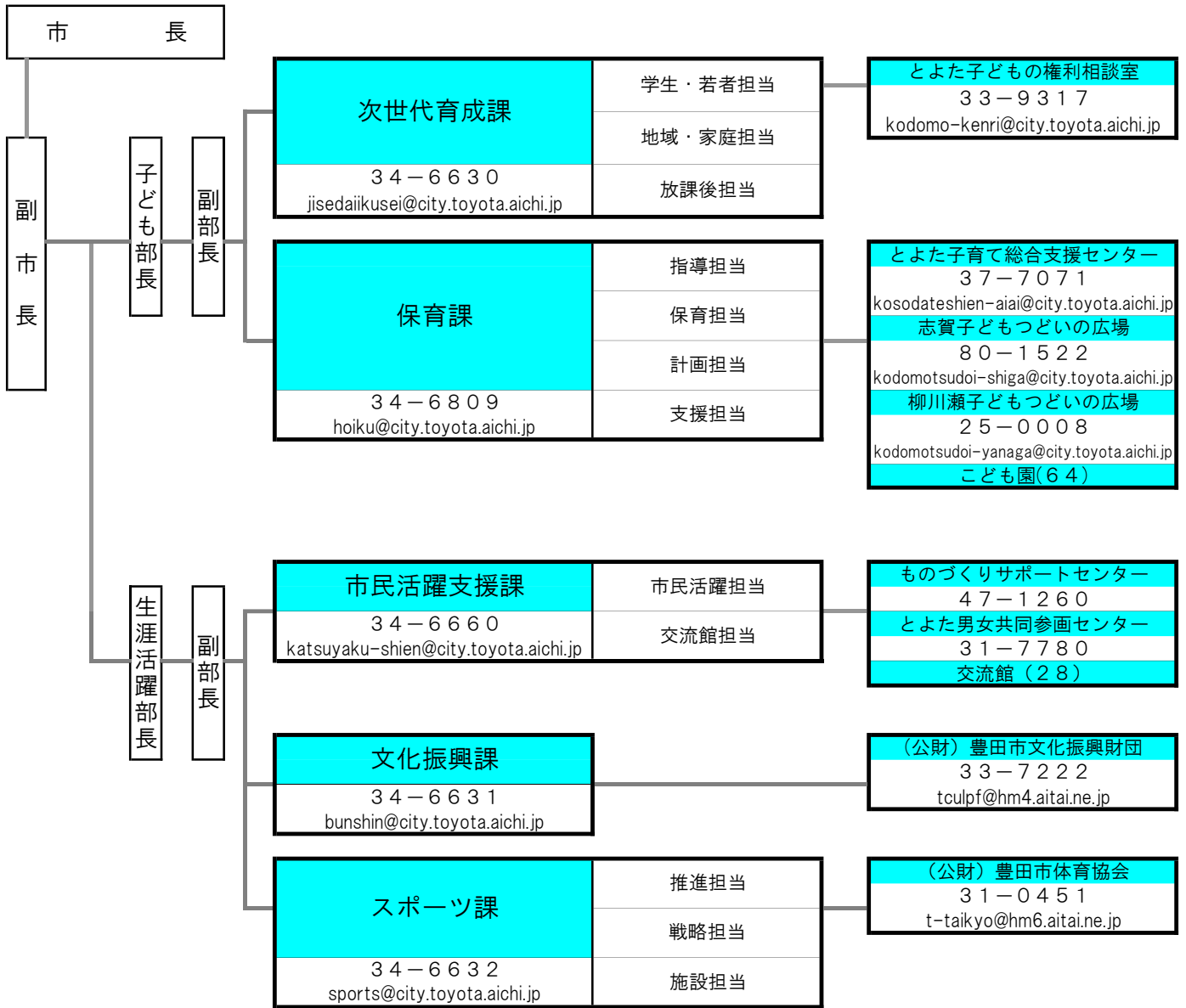
●分野は、第8次豊田市総合計画の施策体系と整合

分野	施策名	施策の柱
学び・育ち	1 生き抜く力を育む 学校教育の推進	①学びのつながりや地域とのつながりを重視した教育の推進
		②確かな学力を育む教育の推進
		③豊かな人間性を育む教育の推進
		④たくましく生きるための健康・体力を育む教育の推進
	2 安全・安心で快適に 学べる教育環境の充実	①学校施設整備の推進
		②学校施設環境の充実
		③給食調理環境の整備
	3 暮らしを豊かにする 学習活動の支援	①市民の活躍を支援する学びの場の充実
		②図書資料を通じた出会いと交流の促進と課題解決の支援
		③子どもの読書活動の推進
	4 地域による次世代人 材の育成の促進	①小・中学生が主体的に活動できる機会の充実
		②高校生・大学生の社会参加活動の促進
		③自立に困難を抱える若者の支援
		④家庭教育力の向上
	5 まちへの誇りや愛着 につながるものづくり 学習の推進	①ものづくりや科学に興味・関心を高める機会の充実
②高度なものづくりや科学を学ぶ機会の充実		
スポーツ	6 スポーツ資源を生か した生涯スポーツの 推進	①スポーツを「する」機会の拡充
		②スポーツを楽しむ風土の醸成
		③スポーツを「支える」人材の育成
歴史・文化	7 歴史や文化財の継承 と価値や魅力の発信	①歴史を継承・発信する基盤・機会の充実
		②市民力を生かした博学連携・歴史継承の促進
		③歴史が息づく魅力的なまちづくりの推進
	8 文化芸術を生かした まちの魅力づくりの 推進	①文化芸術に触れる機会の充実
		②文化芸術活動を担う人材の育成
	③文化施設の機能・価値の向上	

5 教育委員会組織図

市外局番 (0565)





6 教育委員会職員

(1) 職員一覧表

(令和元年5月1日現在)

	総人数	行政職員							技能労務職員					指導主事	
		参事	副参事	主幹	副主幹	主任主査	事務・技術系	小計	班長	公務手	調理員	操作手	小計		
教育行政部	3	2	1					3							
教育政策課	6			1	1	2	2	6							
文化財課	22			1	5	4	12	22							
図書館管理課	6			1	1	1	3	6							
美術館	14		1	1	1	4	7	14							
学校教育部	2	1	1					2							
学校教育課	38			6		2	7	15							23
学校づくり推進課	18			1	2	4	11	18							
小・中・特別支援学校	9									6	3		9		
保健給食課	27			1	5	4	7	17	2		8		10		
派遣等	6		1	1	4			6							
合計	151	3	4	13	19	21	49	109	2	6	11	0	19	23	

※ 教育長、美術館長、特別任用職員は計上せず

※ 派遣等は学校給食協会のみ

(豊田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の規定により派遣された職員)

※ 上記、総人数には休職者、再任用、地方自治法第252条の17第1項によって派遣された職員も含む。
(豊田市職員定数条例の定数外)

(2) 職員定数

豊田市職員定数条例 第2条による定数	教育委員会の事務局の職員	118 人
	教育委員会の所管に属する学校の職員	14 人
	教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	30 人
	合計	162 人

7 事務の委任及び補助執行

(1) 市長が教育委員会に委任する事務

- ① 私立学校(幼稚園を除く。)に関する事。
- ② 豊田市学校給食センターの給食費の額の決定に関する事。
- ③ 教育委員会の所掌に係る公の施設(旭支所等が所管する区域にある教育委員会の所掌に係る公の施設を除く。)の使用料等及びその所掌に係る行政財産の目的外使用料の徴収、減免及び還付に関する事。

(2) 市長が教育委員会の職員に補助執行させる事務

- ① 教育財産を取得し、及び処分すること。
- ② 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を締結すること。
- ③ 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第2項に規定する学校設置会社の設置する学校(以下「株式会社立学校」という。)に関する事。
- ④ 豊田市猿投棒の手ふれあい広場(豊田市棒の手会館を除く。)、豊田市平戸橋いこいの広場及び平戸橋公園(豊田市民芸館を除く。)の運営管理に関する事。
- ⑤ 市史の編さんに関する事。
- ⑥ 豊田市学校給食センターの給食費(幼稚園に係るものを除く。)の徴収等に関する事。
- ⑦ 教育委員会の所掌に係る歳入予算の調定及び収入命令に関する事((1)③に定める場合を除く。)
- ⑧ 教育委員会の所掌に係る歳出予算の支出負担行為及び支出命令に関する事((1)③に定める場合を除く。)

(3) 教育委員会が市長部局の地域振興部に属する職員に補助執行させる事務

- ① 学齢児童及び生徒の豊田市立学校(豊田市立豊田特別支援学校を除く。)への転入学に関する事。ただし、通学区域外入学を除く。
- ② スクールバス(足助地区のもの及び豊田市立旭中学校に係るものに限る。)の運営管理に関する事。
- ③ 旭支所等が所管する区域における体育施設及並びに豊田市猿投コミュニティセンター体育館、豊田市猿投コミュニティセンター武道場、豊田市末野原運動広場、豊田市高岡運動広場及び豊田市旭B&G海洋センターの運営管理に関する事。
- ④ 旭支所等が所管する区域における文化財施設及び郷土資料の運営管理に関する事。

(4) 教育委員会が市長部局の生涯活躍部に属する職員に補助執行させる事務

- ① 社会教育に関する諸施策の企画、調査、研究、実施及び総合調整に関すること。
- ② 青少年のものづくり学習施策の推進及びものづくりサポートセンターの運営管理に関すること。
- ③ 文化行政の総合企画及び調整に関すること。
- ④ 市民文化の振興に関すること。
- ⑤ 文化事業の実施に関すること。
- ⑥ 豊田市視聴覚ライブラリーの運営管理に関すること。
- ⑦ 文化団体の指導援助に関すること。
- ⑧ 豊田地域文化広場の運営管理に関すること。
- ⑨ 生涯スポーツ計画の推進に関すること。
- ⑩ コミュニティスポーツ及び競技スポーツの推進に関すること。
- ⑪ 体力づくりに関すること。
- ⑫ スポーツイベントの開催及び誘致に関すること。
- ⑬ 体育施設の整備に関すること。
- ⑭ 体育施設(旭支所等が所管する区域における体育施設を除く。)の運営管理に関すること。
- ⑮ 社会体育団体の指導援助に関すること。
- ⑯ 学校開放に関すること。
- ⑰ 教育委員会スポーツ施設利用システムの運営管理に関すること。
- ⑱ 文化振興及びスポーツに係る教育委員会の後援等に関すること。

(5) 教育委員会が市長部局の子ども部に属する職員に補助執行させる事務

- ① 家庭教育に関すること。
- ② 青少年の社会教育活動の指導援助に関すること。
- ③ 豊田市青少年育成施設の管理運営に関すること。
- ④ 豊田市立幼稚園の設置、管理及び廃止に関すること。
- ⑤ 豊田市立幼稚園の財産の管理に関すること。
- ⑥ 豊田市立幼稚園の職員の任免その他の人事に関すること。
- ⑦ 豊田市立幼稚園の入園、転園及び退園に関すること。
- ⑧ 豊田市立幼稚園の組織編制及び保育内容に関すること。
- ⑨ 豊田市立幼稚園の教材等の取扱いに関すること。
- ⑩ 豊田市立幼稚園の園舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- ⑪ 豊田市立幼稚園の職員の研修に関すること。
- ⑫ 豊田市立幼稚園の職員及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- ⑬ 豊田市立幼稚園の環境衛生に関すること。
- ⑭ 豊田市立幼稚園の給食に関すること（(1) ②に定める場合を除く。）
- ⑮ 幼稚園に係る調査及び指定統計その他統計に関すること。
(豊田市においては、市立幼稚園と保育園の名称をこども園と統一しているが、幼稚園認可の園のみが該当するため、幼稚園としている。)
- ⑯ 幼稚園に係る公印の管理に関すること。

(6) 教育委員会が市長部局の市民課に属する職員に補助執行させる事務

学齢児童及び生徒の豊田市立学校(豊田市立豊田特別支援学校を除く。)への転入学に関すること。ただし、通学区域外入学の場合を除く。

8 分掌事務

(1) 教育行政部の分掌事務

- ・教育委員会の会議及び組織に関すること。
- ・教育行政に関すること。
- ・文化財、民芸等に関すること。
- ・学校以外の教育施設に関すること。

(2) 学校教育部の分掌事務

- ・教職員に関すること。
- ・学校教育の調査研究に関すること。
- ・市立学校に関すること。
- ・学校給食に関すること。

(3) 教育行政部に属する課の分掌事務

教育政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会の会議及び委員に関すること。 ・儀式、表彰（児童及び生徒の体育活動及び文化活動に係るものを除く。）及び栄典に関すること。 ・教育委員会の後援等（文化及びスポーツの振興に係るものを除く。）に関すること。 ・教育委員会の公告式及び公印管理に関すること。 ・教育に係る統計及び調査に関すること。 ・教育行政に係る企画立案及び調整に関すること。 ・教育委員会の所管に係る予算及び決算の総括に関すること。 ・教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。 ・学校誘致及び幼稚園以外の私学振興に関すること。 ・私立高等学校の授業料補助に関すること。 ・豊田市奨学金に関すること。 ・事務局内の各部及び学校以外の教育機関の連絡調整及び他の所掌に属さない事務に関すること。
文化財課	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財、民芸等の調査、保護、啓発等に関する企画及び推進に関すること。 ・文化財、民芸等の資料の収集に関すること。 ・文化財、民芸等に関する連絡調整に関すること。 ・豊田市文化財施設の運営管理の総括に関すること。 ・豊田市郷土資料館の事業に関すること。 ・豊田市郷土資料館の運営管理に関すること。
	<p>足助分室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊田市足助伝統的建造物群保存地区の保存及び町並み整備に関すること。 ・足助地区における文化財施設の運営管理の総括に関すること。
	<p>市史編さん室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市史の編さんに関する調査、編集等に関すること。
	<p>近代の産業とくらし発見館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近代の産業とくらし発見館の事業に関すること。 ・近代の産業とくらし発見館の運営管理に関すること。
	<p>民芸館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民芸館及び豊田市民芸の森の事業に関すること。 ・民芸館及び豊田市民芸の森の運営管理に関すること。
図書館管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・読書活動の推進に関すること。 ・豊田市図書館協議会の運営に関すること。 ・豊田市中央図書館の施設、設備等の整備に関すること。 ・豊田市中央図書館の運営管理に関すること。 ・図書館資料の収集整理（選書及び除籍を含む。）の決定に関すること。 ・図書館資料の利用及び管理に関すること。

美術館	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館の運営管理に関すること。 ・美術品及び美術に関する資料の収集に関すること。 ・美術品及び美術に関する資料の保管及び取扱いに関すること。 ・美術品及び美術に関する資料の展示に関すること。 ・美術に係る展覧会等の事業の実施に関すること。 ・美術に係る調査研究に関すること。 ・美術の啓発に関すること。
-----	--

(4) 学校教育部に属する課の分掌事務

学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員（栄養教諭及び学校栄養職員を除く。以下同じ。）の任免、懲戒その他進退の内申に関すること。 ・県費負担教職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関すること。 ・市費負担教職員及び公務手のサービスに関すること。 ・研究指定校及び研修会等に関すること。 ・学校の組織編制及び諸行事に関すること。 ・教科書の採択に関すること。 ・教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関すること。 ・教職員の組織する職員団体に関すること。 ・教職員の研修及び教育指導に関すること。 ・児童生徒の対象事業等に関すること。 ・学校体育及び文化並びに部活動に関すること。 ・通学区域の設定、廃止及び変更並びに通学路に関すること。 ・市立学校（特別支援学校を除く。）の通学支援に関すること。 ・就学援助及び就学奨励に関すること。 ・学齢児童及び生徒の就学並びに入学、転学及び退学に関すること。 ・教科書その他教材の配布に関すること。 ・児童及び生徒の体育活動及び文化活動に係る表彰に関すること。 ・その他部内の連絡調整及び他の所掌に属さない事務に関すること。
	<p>教育センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育の専門的事項及び技術的事項の調査研究に関すること。 ・教員の研修及び指導力向上に関すること。 ・学校情報化の推進に関すること。 ・教育センター及び教職員会館の運営管理に関すること。
	<p>青少年相談センター（パルクとよた）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年の相談に関すること。 ・青少年の補導に関すること。 ・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関すること。 ・不登校の児童又は生徒の適応指導に関すること。 ・特別支援教育に関すること。 ・青少年相談センターの運営管理に関すること。
学校づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校の予算の執行管理に関すること。 ・市立学校の物品及び備品台帳整備に関すること。 ・市立学校の教材及び教具の整備並びに教材用田畑の賃借に関すること。 ・市立学校の施設、設備及び用地の管理に関すること。 ・市立学校の施設台帳及び財産台帳の整備に関すること。 ・市立学校施設の目的外使用許可に関すること。 ・市立学校の施設計画及び用地取得に関すること。 ・市立学校の設置、廃止及び変更並びに学校規模適正化に関すること。 ・市立学校の施設整備に関すること。

保健給食課	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校の保健計画及び環境衛生に関すること。 ・児童、生徒及び教職員の健康診断及び健康管理に関すること。 ・市立学校における災害共済給付及び学校事故賠償責任保険に関すること。 ・保健関係団体に関すること。 ・学校給食の運営及び学校給食物資の管理に関すること。 ・県費負担栄養教諭及び学校栄養職員の任免、懲戒その他進退の内申に関すること。 ・県費負担栄養教諭及び学校栄養職員のサービスの監督及び勤務成績の評定に関すること。 ・学校給食センターの施設及び設備の整備に関すること。 ・給食関係団体に関すること。
	学校給食センター <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、児童及び生徒の給食実施に関すること。 ・学校給食センターの運営管理に関すること。

(5) 関連分掌事務

各支所	<ul style="list-style-type: none"> ・学齢児童及び生徒の豊田市立学校(豊田市立豊田特別支援学校を除く。)への転入学に関すること。ただし、通学区域外入学を除く。 ・スクールバス(足助地区のもの及び豊田市立旭中学校に係るものに限る。)の運営管理に関すること。 ・旭支所等が所管する区域における体育施設及び並びに豊田市猿投コミュニティセンター体育館、豊田市猿投コミュニティセンター武道場、豊田市末野原運動広場、豊田市高岡運動広場及び豊田市旭 B&G 海洋センターの運営管理に関すること。 ・旭支所等が所管する区域における文化財施設及び郷土資料の運営管理に関すること。
市民活躍支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育に関する諸施策の企画、調査、研究、実施及び総合調整に関すること。 ・青少年のものづくり学習施策の推進及びものづくりサポートセンターの運営管理に関すること。 ・豊田地域文化広場の運営管理に関すること。
文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・文化行政の総合企画及び調整に関すること。 ・市民文化の振興に関すること。 ・文化事業の実施に関すること。 ・豊田市視聴覚ライブラリーの運営管理に関すること。 ・文化団体の指導援助に関すること。 ・教育委員会の後援等(文化の振興に係るものに限る。)に関すること。
スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツ計画の推進に関すること。 ・コミュニティスポーツ及び競技スポーツの推進に関すること。 ・体力づくりに関すること。 ・スポーツイベントの開催及び誘致に関すること。 ・体育施設の整備に関すること。 ・体育施設(旭支所等が所管する区域における体育施設を除く。)の運営管理に関すること。 ・社会体育団体の指導援助に関すること。 ・学校開放に関すること。 ・教育委員会スポーツ施設利用システムの運営管理に関すること。 ・教育委員会の後援等(スポーツの振興に係るものに限る。)に関すること。
次世代育成課	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育に関すること。 ・青少年の社会教育活動の指導援助に関すること。 ・豊田市青少年育成施設の管理運営に関すること。

保 育 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊田市立幼稚園の設置、管理及び廃止に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の財産の管理に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の職員の任免その他の人事に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の入園、転園及び退園に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の組織編制及び保育内容に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の教材等の取扱いに関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の園舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の職員の研修に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の職員及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の環境衛生に関する事。 ・ 豊田市立幼稚園の給食に関する事。 ・ 幼稚園に係る調査及び指定統計その他統計に関する事。 (豊田市においては、市立幼稚園と保育園の名称をこども園と統一しているが幼稚園認可の園のみが該当するため、幼稚園としている。) ・ 幼稚園に係る公印の管理に関する事。
市 民 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学齢児童及び生徒の豊田市立学校（豊田市立豊田特別支援学校を除く。）への転入学に関する事。ただし、通学区域外入学を除く。

(6) その他関係する財団法人

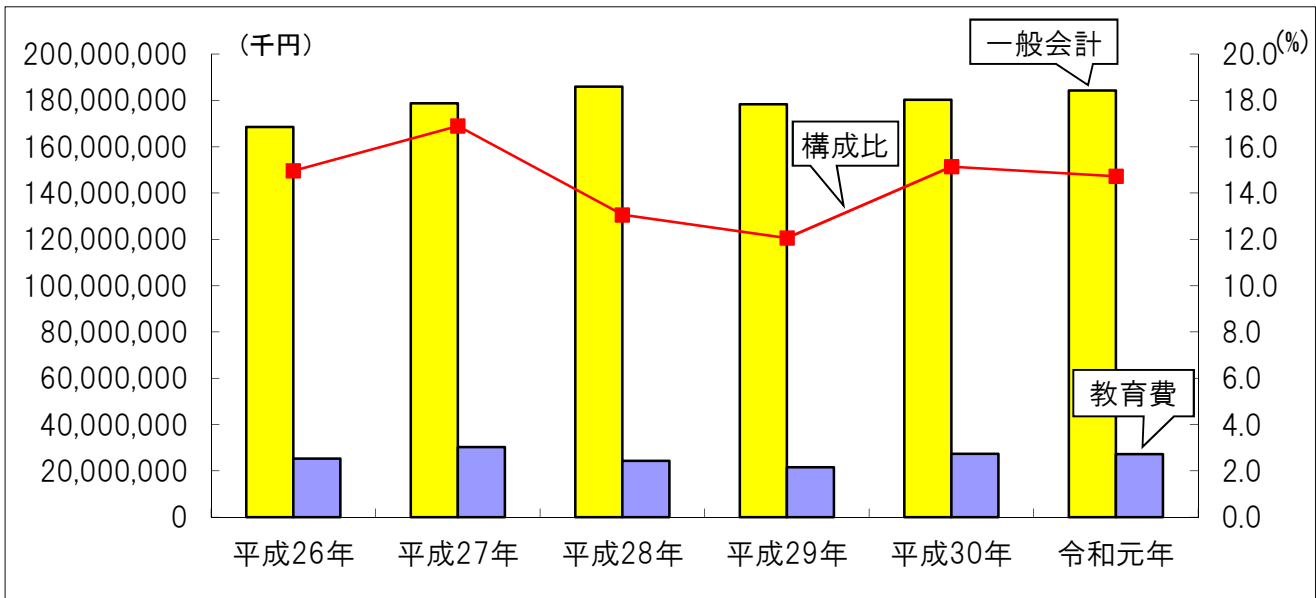
本市では、市民の要望を幅広く取り入れた効率的な運営を図るため、次の財団法人を設置し、業務や施設の管理を委託している。

- ・ (公財)豊田市学校給食協会 ・ (公財)豊田市体育協会 ・ (公財)豊田市文化振興財団
- ・ (公財)高橋記念美術文化振興財団

9 教育予算

(1) 一般会計と教育費の推移 (当初予算ベース)

項目 \ 年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
一般会計(千円) A	168,500,000	178,700,000	185,900,000	178,300,000	180,300,000	184,300,000
教育費(千円) B	25,208,094	30,197,165	24,283,456	21,500,523	27,302,229	27,138,155
構成比(%) B/A	15.0	16.9	13.1	12.1	15.1	14.7



(2) 令和元年度教育費の構成

目的	予算(千円)
教育総務費	452,602
小学校費	2,425,564
中学校費	2,442,204
特別支援学校費	365,434
幼稚園費	861,986
学校教育費	10,045,959
社会教育費	2,198,948
文化体育費	8,345,458
計	27,138,155

